障がい等級別サービス早見表

※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。　　○…該当　△…一部該当

	名称	手引き	しおり	内容	所得要件	担当課	身体障害者手帳 視覚 1級	2級	3級	4級	5級	6級	聴覚平衡 2級	3級	4級	5級	6級	音声言語そしゃく 3級	4級	肢体不自由 1級	2級	3級	4級	5級	6級	内部 1級	2級	3級	4級	療育手帳 A1	A2	B1	B2	精神保健福祉手帳 1級	2級	3級	難病患者	精神障害	発達障害
医療	自立支援医療（精神通院）	P28		精神障害、またはその精神障害によって生じた病気による通院費用の自己負担分が、1割になります。	有	社会福祉課																													○				○	
医療	自立支援医療（更生医療）	P27		身体に障がいを持つ方がその障がいの程度を軽くしたり、日常生活を容易にするために医療が必要な場合に、医療の給付を行います。	有	社会福祉課	○						○					○		○						○														
医療	自立支援医療（育成医療）	P27		身体に障がいを持つ18歳未満のお子様がその障がいの程度を軽くしたり、日常生活を容易にするために医療が必要な場合に、医療の給付を行います。	有	社会福祉課	○						○					○		○						○														
医療	福祉医療費助成	P29		医療費の自己負担分が無料となります。	有	社会福祉課	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○				○	○	○		○	○	○				
手当	特別障害者手当	P54		身体または精神に重度の障害のある、20歳以上の方に支給される手当です。	有	社会福祉課	△	△					△							△	△					△	△			△				△						
手当	障害児福祉手当	P55		身体または精神に重度の障害のある、20歳未満の児童に支給される手当です。	有	社会福祉課	○	△					△							△	△	△				△	△			△	△			△						
手当	特別児童扶養手当	P53		身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を、監護または養育している父母、または養育者に支給される手当です。	有	社会福祉課	○	○	△				○	△						△	△	△	△			△	△	△	△	○	○	△	△	△	△					
外出支援	知的障害者交通費助成		12	在宅の知的障がい者とその付添人が、通所・通院などのために公共交通機関を利用した場合に、交通費の一部を助成します。		社会福祉課																								○										
外出支援	精神障害者小規模作業所等交通費助成	P65		在宅の精神障がいを持つ方が通所施設に通うために鉄道を利用した際の、交通費の一部を助成します。		社会福祉課																													○					
外出支援	福祉タクシー割引 ※	※P47	11	重度障がい者の方がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。 ※身体障害者手帳及び療育手帳所持者全般に対する割引は岐阜県タクシー協会の事業です		社会福祉課	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○			○						
外出支援	有料道路割引	P46		有料道路を利用される障がい者の方に対して、有料道路料金が割引されます。 ※本人運転時のみ（2種）と介護者運転も可（1種）とありますのでご注意ください		社会福祉課				○					○				○			○					○					○									
外出支援	鉄道運賃の割引	P44		JR東海の鉄道運賃が半額となります。（小児定期乗車券は対象外です） ※対象となる距離数等制限がありますのでご注意ください						○					○				○			○					○					○									
外出支援	バス運賃の割引	P45		路線バスの運賃が割引となります。普通券は半額、定期券は3割引となります。						○					○				○			○					○					○				○				
外出支援	身体障害者自動車改造費助成		10	自動車を所有し運転する障がい者の方に、自動車の改造などの費用を助成します。	有	社会福祉課				○					○				○			○					○													
外出支援	障害者自動車運転免許取得費助成		9	自動車運転免許（普通自動車第一種）を取得する費用の一部を助成します。		社会福祉課				○					○				○			○					○				○									
外出支援	重度身体障害者介助用自動車購入等助成		13	車椅子などを使用する在宅の身体障害者を介助する方が運転する自動車の、購入・改造などの費用を助成します。	有	社会福祉課														○	○																			
税金・公共料金	所得税・住民税の控除	P56		所得税や住民税の算定の際に控除が受けられます。		税務課または県税事務所				○					○				○			○					○				○				○					
税金・公共料金	自動車取得税・自動車税の減免	P57		障がい者手帳をお持ちの方が所有する自動車について、自動車取得税や自動車税の減免を行います。		税務課または県税事務所	○	○	○	○			○	○				△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		△	△			△						
税金・公共料金	NHK受信料の免除	P59		NHKの放送受信料が免除（全額・半額）されます。**※世帯課税や等級等により異なりますのでご確認ください**	有	社会福祉課				○					○				○			○					○					○				○					
訓練	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	P17		自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練をおこないます。	有	社会福祉課				○					○				○			○					○					○				○			○	○	○
訓練	就労移行支援	P17		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練をおこないます。	有	社会福祉課																																		
訓練	就労継続支援（A型・B型）	P17		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練をおこないます。	有	社会福祉課																																		
訓練	共同生活援助（グループホーム）	P17		夜間や休日、共同生活をおこなう住居で、相談や入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助をおこないます。	有	社会福祉課																																		
訓練	ふれあいホーム		17	在宅の知的障がい者や精神障がい者の方に対し、調理・食事の準備や片付け・掃除・洗濯・入浴の準備や片付け・買い物など、日常生活または社会生活に必要な訓練を行います。		社会福祉課																									○				○					

障がい等級別サービス早見表

※サービスによっては、等級のほかに条件が必要になる場合があります。　　○…該当　△…一部該当

	名称	手引き	しおり	内容	所得要件	担当課	身体障害者手帳 視覚 1級	2級	3級	4級	5級	6級	聴覚平衡 2級	3級	4級	5級	6級	音声言語そしゃく 3級	4級	肢体不自由 1級	2級	3級	4級	5級	6級	内部 1級	2級	3級	4級	療育手帳 A1	A2	B1	B2	精神保健福祉手帳 1級	2級	3級	難病患者	精神障害	発達障害
生活支援	補装具	P31		日常生活や社会生活を補助するため、失われた身体部位や損なわれた身体機能を補うための補装具費を支給します。	有	社会福祉課			○						○				○			○						○										○		
	日常生活用具	P31	4	在宅で暮らす重度の障がいのある方などに対して、日常生活用具の給付を行います。	有				○						○				○			○						○				○						○		
	意思疎通支援		3	聴覚や言語機能、音声機能の障がいがある方などに対し、手話通訳者などを派遣します。											○				△																			○		
	日中一時支援		7	介護者や保護者が日中不在で、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者の方に対し、日中活動の場を提供します。					○						○				○			○						○				○				○			○		○
	移動支援		5	生活する上で必要な外出や、余暇活動などのための外出をする際に、支援員が付き添いや介助、リフト付き自動車の貸し出しを行います。					○											○											○				○			○			
	訪問入浴		6	家族の介助では入浴が困難な方に対して、自宅を訪問し入浴の介助を行います。			○	○					○							○	○					○	○											○		
	障がい者いきいき住宅改善助成		16	障がい者が在宅で生活するために必要な住宅改善整備を行うための費用を助成します。	有															○	○									○	○									
介護	居宅介護	P17		自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。	有	社会福祉課			○						○				○			○						○				○				○		○		
	重度訪問介護	P17		重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的におこないます。	有																	○									○				○			○		
	同行援護	P17		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援をおこないます。	有				○																															
	行動援護	P17		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援をおこないます。	有																										○				○				○	○
	重度障害者等包括支援	P17		介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的におこないます。	有				○						○				○			○						○				○				○		○	○	○
	短期入所	P17		自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。	有																																			
	療養介護	P17		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をおこないます。	有																																			
	生活介護	P17		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	有																																			
	施設入所支援	P17		施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。	有																																			
相談	地域移行支援	P17		入所・入院している方のうち、地域生活への移行のための支援をおこないます。	有	社会福祉課			○						○				○			○						○				○				○		○	○	○
	地域定着支援	P17		居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援をおこないます。	有																																			
	計画相談支援	P17		障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス利用計画の作成や見直しをおこない、指定事業者などと連絡調整をします。	有																																			
	成年後見制度利用支援		2	障がいなどの理由により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を利用するために必要となる審判申立費用や成年後見人・保佐人などの報酬費を助成します。	有																																			
防災	Net119緊急通報システム		15	スマートフォン等のインターネット接続機能による119番通報が可能となります。											○				△																					
	安心お守りキット			通院医療機関、既往・現病歴、服用医薬品名などの救急時における重要な情報を救急隊員などが的確に把握する安心お守りキットを設置します。		高齢福祉課									○				△																					
	災害弱者緊急通報システム			災害弱者が災害などのため救助を必要とするとき、緊急通報システム発信機を利用して、センターに通報させ、救急や救助活動を行います			○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○										○		